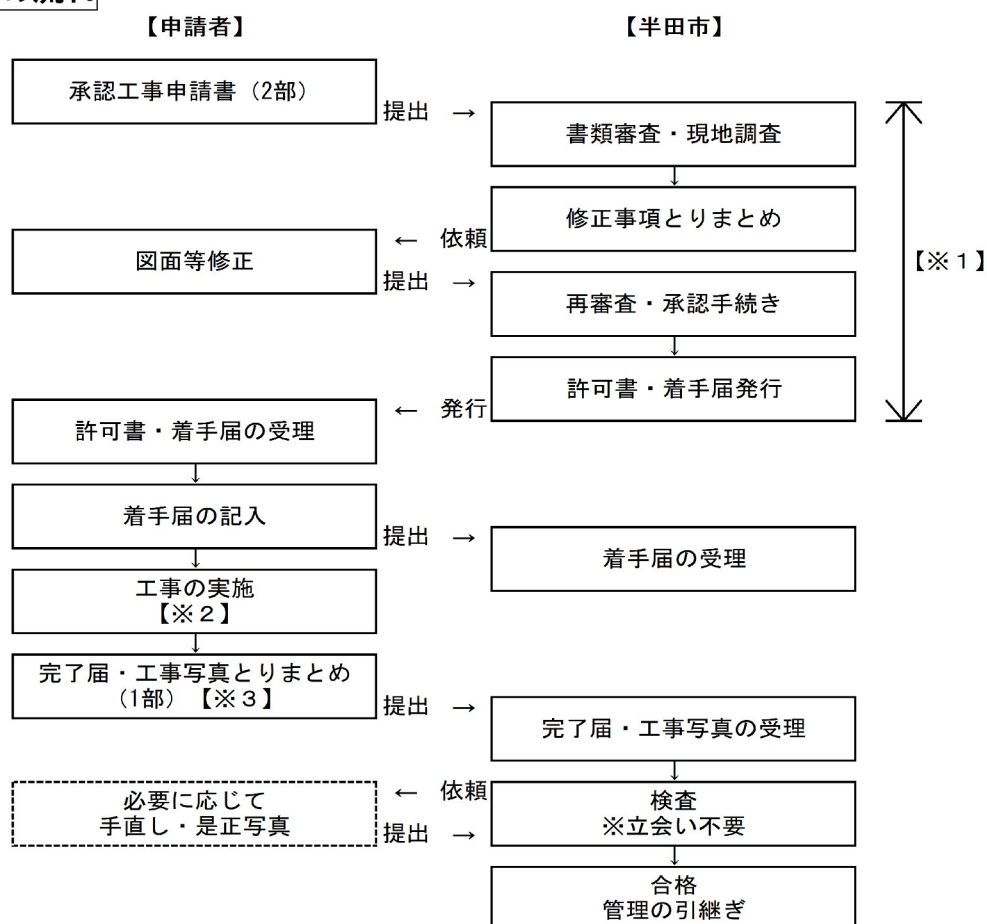


承認工事

基本事項

- ・半田市が管理する道水路等の構造を変更する場合は、承認工事の申請及び許可が必要です。市の承認なしに道水路等の構造を変更した場合は、変更した方が責任を問われますので、必ず手続きをしてください。
- ・道路構造の保全や交通の安全など、基準に適合しない場合は承認できません。
- ・申請料は不要ですが、工事費用等は申請者の負担となります。

承認工事の流れ



【※1】 申請書の受理から許可書発行までは、図面等の修正期間を除き、事務処理期間として約3週間必要となりますので、余裕をもって申請してください。

【※2】 道路で工事を行う場合は、半田警察署に別途、道路使用許可申請が必要となります。

【※3】 工事完了後は速やかに完了届及び工事写真を提出してください。工事写真には、全景（着手前・完了）、舗装厚（転圧作業含む）、各種構造物の設置状況、乗入幅、既設構造物とのとりあわせ状況、完了後に確認が困難な工種の写真を添付してください。完了届は別添の様式をご使用ください。

提出書類

申請に関する提出書類は以下のとおりです。

※申請内容によっては、省略可能な書類もあります。

※工事内容ごとの注意事項は3ページ以降をご確認ください。

申請書表紙	・別添の記入例を参考にしてください。
工事仕様書	・別添の様式をご使用ください。
位置図	・住宅地図や道路マップ等で構いません。 ・工事箇所が分かるようにマーキングしてください。
公図の写し	・半田市税務課または法務局で写しの交付を受けられます。 ・申請地と道水路の公図が別の場合はそれぞれ添付し、工事箇所が分かるようにマーキングしてください。
現場写真	・2方向以上撮影して、工事箇所をマーキングしてください。
平面図	・現況図と計画図を添付してください。 ・工事箇所の両側10m程度の道路上の施設(車道・歩道の幅や寸法及び交差道路含む)とその距離を記入してください。 ・工事内容が分かるように位置や延長、規格、勾配等の寸法を記入してください。 ・乗入口や側溝入替・蓋設置などの工事を必要とする敷地の形状及び建物等の位置、特に車庫または駐車場形態が分かるようにしてください。 ・店舗や集合住宅等の集合駐車場に伴う場合は、民地内の駐車場経路や駐車位置を計画図に示してください。
自動車乗入口形状図	・乗入口を設置、拡幅する場合に添付してください。 ・歩行者の安全確保のため、必要最小幅としてください。 ・民有地の利用形態等で真にやむを得ないと判断される場合は、外側線と中央線を記入した車両走行軌跡図にて、視覚的に確認できるようにしてください。 <u>※車両走行軌跡図の車両は、駐車スペースに収まるサイズとし、原則、普通自動車の規格(幅1.7m、長さ4.7m)で作成してください。</u> <u>前記の規格を超える場合は車検証の写しを添付してください。</u>
構造図	・舗装構成図や側溝詳細図、歩車道境界ブロック詳細図など申請に関する全ての構造図を添付してください。 ・構造図は、カタログの写しでも構いませんが、基礎の材料、幅、厚み等が分かるようにしてください。
標準断面図	・現況と計画の標準断面図を添付してください。 ・道路の幅員構成(車道や歩道、歩道内の植栽帯や側溝などの幅)、横断勾配、構造物の高さや深さ等が分かるように寸法を記入してください。
その他	必要に応じて、図面等の追加をお願いする場合があります。

提出部数

2部提出(許可書と一緒に1部は返却します。)

【注意事項】

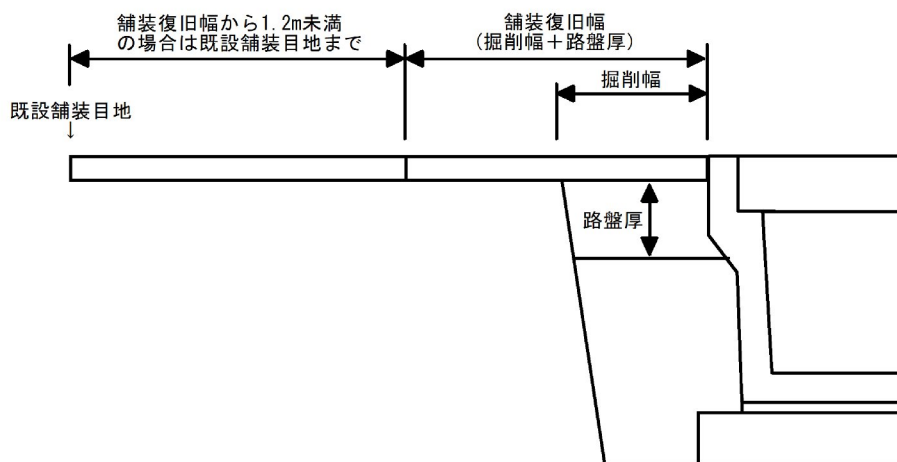
【共通事項】

- ※承認工事施工後は3年間の掘削規制が適用されます。
- ※官民境界に注意して越境がないように計画してください。
- ※完了検査に合格した日から1年間において、施工不良等により工作物等の沈下や亀裂、その他損傷が生じた場合は、瑕疵担保責任として、申請者に修繕義務が生じます。

【舗装工事(舗装復旧含む)】

- ※舗装復旧について、その他工事(引込等)がある場合は調整を行い、同時施工としてください。
- ※舗装復旧幅は、掘削幅から既設路盤厚分多く舗装復旧してください。通常、既設路盤厚は15cmですが、幹線道路などは15cmより厚い場合がありますので、ご注意ください。なお、従前の基準(掘削幅+30cm)でも構いません。
- ※既設舗装目地(舗装絶縁線)までの距離が1.2m未満の場合は、既設舗装目地まで舗装復旧してください。

概略平面図



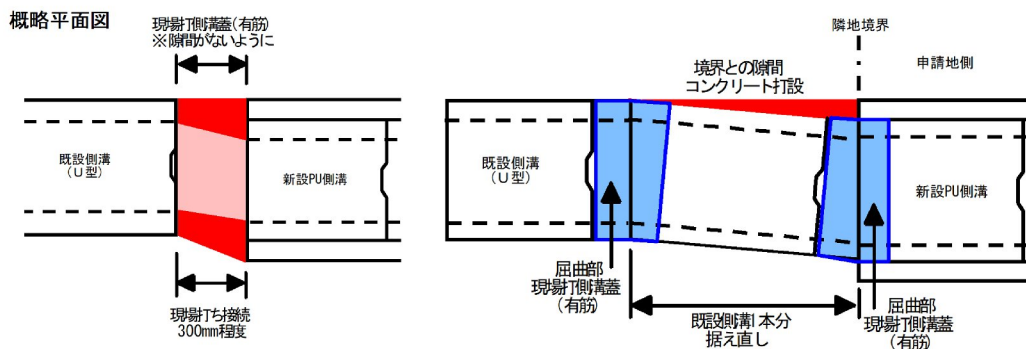
- ※マンホール鉄蓋までの距離が15cm未満の場合は、鉄蓋の半分まで舗装復旧してください。
- ※既設舗装面との擦り付けに注意し、段差や水たまりが生じないようにしてください。水たまり等が生じた場合は申請者の責任で改善してください。
- ※既設舗装に新設舗装を接続する場合は、既設舗装端部にカッターを入れてください。

【側溝蓋設置工事】

- ※既設側溝の規格の多くは、PU側溝のほかCKU-Ⅱ型側溝、TSⅡ型側溝などがあります。既設側溝の規格を図面に記入してください。
- ※ガタツキや段差が生じないように蓋設置してください。ガタツキや段差等が生じた場合は申請者の責任で改善してください。
- ※蓋設置により段差が生じる場合、側溝の天端切断や側溝壁の嵩増しによる段差解消は承認できません。
- ※5mに1か所はグレーチング蓋(T-25・細目・滑り止め加工)の設置が必要です。
- ※既設側溝蓋との接続部を含めて隙間がないように蓋設置してください。
- ※プレキャスト蓋を切断して使用する場合は、1/2 以上とってください。
- ※屈曲部の側溝蓋は有筋の現場打とってください。
- ※PU1型側溝(既設)に上蓋式の蓋設置をする場合、民地側にズレ止め(土間コンクリート等)が必要です。なお、上蓋式の蓋設置は、民有地の利用形態等によって承認できない場合があります。
- ※道幅が狭い場合や店舗・アパートなど駐車台数が4台以上出入りする乗入口の側溝は、長尺スリット蓋または一体型の側溝へ入替えを検討してください。

【側溝工事】

- ※側溝の新設や布設替位置は原則、官民界で計画してください。
- ※上下流の既設側溝の敷高、排水方向及び排水勾配(最低勾配0.3%)を図面に記入してください。既設側溝と敷高が合わない場合は、敷張りコンクリート(原則30mm以上)を計画してください。
- ※側溝の起点には、小口止めコンクリート(厚さ100mm)が必要です。
- ※既設側溝との接続は、断面欠損が生じないように現場打または既設側溝の据え直しとし、接続詳細図を添付してください。



- ※乗入口の側溝が歩道用の場合は輪荷重影響幅まで車道用に入替えが必要です。
- ※道幅が狭い場合や店舗・アパートなど駐車台数が4台以上出入りする乗入口の側溝は、長尺スリット蓋または一体型の側溝へ入替えを検討してください。
- ※C型の乗入口の場合は、一体型の側溝に入替えが必要です。

【乗入工事】

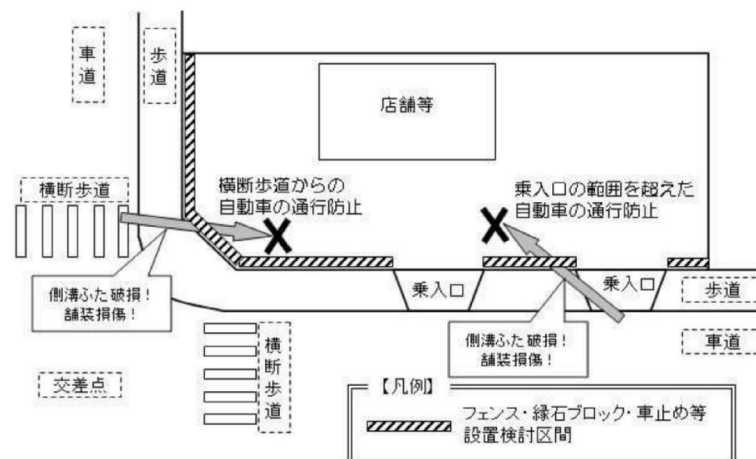
※乗入口に関する工事は、愛知県道路構造の手引きに基づき、抜粋した手引き（構造図含む）を半田市土木課の窓口で配布しております。

※乗入口の設置や拡幅等により乗入れ範囲内に既設樹（街渠樹等）がある場合、グレーチング蓋はボルト固定化が必要となります。規格は、T-25・細目・滑り止め加工としてください。

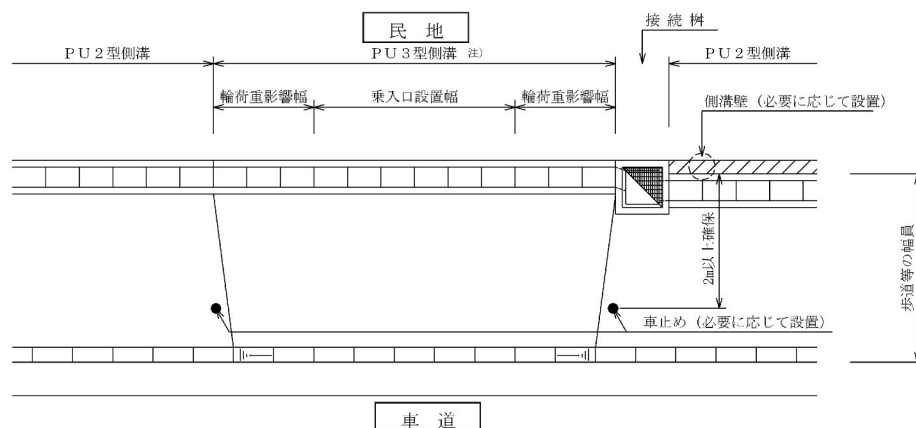
※C型の乗入口の場合、乗入用ブロックとエプロンは一体の構造（現場打または二次製品）としてください。

※「1施設2箇所以上乗入設置の場合」「C型乗入設置の場合」は理由書（様式は任意）の提出をしてください。申請書の「6. 工事を必要とする理由」の欄に記入できる場合は、そちらに記入しても構いません。

※乗入口以外の歩道内に車両の進入や道路施設の損傷を防止するため、状況により民地内または歩道内に構造物（縁石ブロック・車止め等）の設置を依頼する場合があります。2箇所以上乗入口を設置する場合や、歩道用の側溝を通過する可能性がある場合も同様です。



<参考図 1: 民地内に縁石ブロック等を施工する場合>



<参考図 2: 歩道側に縁石ブロックを施工する場合>

※乗入口付近の街路樹及び植栽帯は、視界をさえぎることとなり危険であるため、移植または撤去していただくことになります。

歩道幅員	対象物	取り扱い
3m以上	低木	乗入口設置箇所及び乗入口前後1.5m以内の低木は、同一路線の植栽帯の中で空いている部分に移植を計画してください。
3m以上	高木	乗入口設置箇所及び乗入口前後1.5m以内の高木は移植とし、移植に耐えられないと判断される場合は伐採・伐根してください。
3m未満	低木	乗入口設置箇所及び乗入口前後1.5m以内の低木は植栽帯を含めて撤去してください。
3m未満	高木	乗入口設置箇所及び乗入口前後1.5m以内の高木は撤去してください。

(注意:歩道幅員は官民界から縁石ブロックの車道側までの距離となります。)

※植栽の新設・撤去・移植等は、半田市都市計画課と協議をし、協議結果及び植栽の工事計画(樹種・本数・移植先等)を図面等に記入してください。

※乗入口から民地側に向かって左側6m、右側4mの部分に高木が視界をさえぎっている場合は、移植または撤去することができます。

※乗入工事に伴い、植栽帯の中に隙間が生じる場合は補植する計画としてください。

【その他】

※新設する柵は原則、泥溜め不要です。また、グレーチング蓋は、T-25・細目・滑り止め加工・ボルト固定としてください。

※切土・盛土に伴う法面は、安定勾配としてください。

※土間コンクリートや法面コンクリートの厚みは、原則100mmとしてください。

民地側も同様にコンクリート仕上げをする場合は、管理を明確にするため官民界でカッターやエラス等で絶縁してください。

問い合わせ先

半田市役所土木課管理担当

TEL:0569-84-0667

FAX:0569-23-6061

E-mail:doboku@city.handa.lg.jp

※R6.8改正